

令和6年度 養子縁組民間あっせん機関 第三者評価結果報告書

1. 調査概要

(1)民間あっせん機関名

名称	社会福祉法人日本国際社会事業団	所在地	東京都	都道府県許可番号	30福保子育第2556号
----	-----------------	-----	-----	----------	--------------

(2)第三者評価実施機関名

名称	合同会社フェアリンク	所在地	東京都	指定番号	0102-09
----	------------	-----	-----	------	---------

(3)実施状況

(4)担当評価者

①評価契約日(開始日)	令和6年9月12日		東京都福祉サービス第三者評価 評価者養成講習・修了者番号	養子縁組民間あっせん機関 評価者研修・修了年度
②事前説明実施日	令和6年9月12日			
③養親に対するアンケート調査票配布日	令和6年9月25日	①評価責任者	H0201050	令和元~5年度
④養親に対する調査結果(速報版)報告日	令和6年12月5日	②担当評価者	H1601066	-
⑤職員自己評価※提出日(個別)	令和6年10月19日	③担当評価者	H1701015	-
⑥同(リーダー層合議用)	令和6年11月19日	※3名とも東京都の社会的養護関係施設評価者養成研修修了者		
⑦自己評価集計結果報告日	令和6年12月3日	※職員の自己評価は、養子縁組のあっせん事業に携わる職員全員(ただし、外国籍の職員は除く)による個別の自己評価と、リーダー層の職員の合議による自己評価を併行して実施し、個別の自己評価の集計結果を評価機関が報告書にまとめて受審機関に提出する方式とした。		
⑧訪問調査日	令和6年12月10日			
⑨評価結果報告書提出日(受領日)	令和7年3月27日			

(5)総評

<p>①受審機関の概況</p> <p>・当法人は1959年に第2種社会福祉事業を営む社会福祉法人として厚生省(当時)の認可を受け、国境を越えて移動する子どもと家族の相談支援や養子縁組のあっせん等を行っている。養子縁組あっせん事業においては、外国人児童、外国から移住してきた児童、外国人の親を持つ児童、無国籍・無登録状態に置かれた児童等の養子縁組及び外国人・国際結婚をしている養親希望者の支援に重点を置いている。また、長年の支援を通じて、年齢を重ねた養子やその家族からの「ルーツ探し」に関する相談に応じ、ノウハウを蓄積してきたこともあり、当機関のあっせん以外の縁組で養子となったケースを含め、児童の出自を知る権利の保障に向けた支援にも重点を置いて取り組んでいる。</p> <p>・現在、事業統括部長が養子縁組あっせん責任者を兼務し、社会福祉士の有資格者を中心に専門性の高いソーシャルワークを行う体制(常勤8人、非常勤3人、そのうち、外国籍の相談員が2人)を整えている。</p> <p>・当機関では、出産前に養親を決めるプレマッチングは行っていない。直近3年間(令和3~5年度)の養子縁組成立件数は3件(いずれも居住地は国内)で、申立時点の児童の年齢はいずれも1歳以上となっている。</p>
<p>②特によいと思われる点</p> <p>◇養子縁組後の支援を事業の柱の一つに位置付け、組織的な取り組みを展開している</p> <p>養子縁組は関係者にとって生涯にわたって向き合い続けるプロセスであるというスタンスを基本とし、養子縁組後の支援(ポストアダプション)の相談窓口を設けて、経験豊富な相談員が対応している。養子の出自を知る権利を守るために、養子のルーツ探しやライフストーリーワークの支援、及びそれを可能とする養子縁組の資料保管の取り組みに注力している。相談の大半は児童相談所を含む他のあっせん機関からで、国外在住者からの相談も多い。資料保管に関してはアーカイブ学等の専門家を招いてプロジェクトチームを組織し、永年保管が義務付けられている記録や資料の電子化・データベース化と効率的な情報開示に向けた分類等を進めている。</p> <p>◇関係機関と連携し、相談者とルーツを同じくするエスニックコミュニティやissの各国支部等の資源を活用しながら、子どもたちの健全な育成と成長を支える環境の確保に尽力している</p> <p>1952年に発足した日米孤児救済合同委員会を前身とする当法人は、国境を越えて移動する子どもと家族の相談支援等を行う国際福祉ネットワーク(iss)の日本支部として、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)のパートナー団体となっている。養子縁組のあっせんにおいては、児童福祉、母子保健、精神保健福祉や医療、教育等の関係機関、在日外国公館等と連携しながら、生まれ育った環境や国籍などにより社会的に不利な立場に置かれがちな子どもたちの健全な育成と成長を支える環境の確保に尽力している。相談者とルーツを同じくするエスニックコミュニティやissの各国支部等の資源を活用できる点は、当法人の特徴であり、強みともなっている。</p> <p>◇養子縁組のあっせんをソーシャルワークと位置付け、専門性の高い職員集団による相談援助の体制を整えるとともに、外部の専門的な知見を活用して、職員の対応スキルの向上に計画的に取り組んでいる</p> <p>ソーシャルワーカーと位置付ける養子縁組担当職員は全員が社会福祉士、公認心理師、または海外のソーシャルワーク課程修了者で構成し、専門的な技術をもとに相談者に対する援助にあたっている。また、相談者が知的・発達・精神等の様々な障害を背景とするケースが増えていることから、精神保健福祉士の有資格者も配置している。さらに、ダウン症候群のある子どもの養子縁組や、オンラインでの相談事例が増えていることへの対応、また、子どもの出自を知る権利に向き合うための養子縁組後の相談体制の拡充に向けて、外部の専門家によるアドバイスを受けながら職員の対応スキルの向上に計画的に取り組んでいる。</p>
<p>③特に改善が望まれる点</p> <p>◆法令遵守の基本文書となる業務方法書の定期的な更新の仕組みの整備と公表に向けた検討が期待される</p> <p>養子縁組あっせん業務の標準化を図るために整備された業務方法書の内容について、関係法令等の改正に応じて、その都度、職員間で話し合い、必要な見直しを図っている。今後は、定期的に見直しを行う時期を決めたくうえで、法令や相談支援の現場の実情等を踏まえた継続的な更新につなげる仕組みの整備が期待される。また、業務方法書は、法令遵守を図るうえで基本となる文書として位置付けられることから、今後、ホームページ等で公表することで、さらなる透明性の向上につながる効果が期待できる。</p> <p>◆あっせん当事者からの苦情相談を受け付ける外部の第三者委員の連絡先等の情報をサービス開始の時点で当事者に明示することが期待される</p> <p>社会福祉事業においては、サービスの提供側と受ける側との間の情報の非対称性を特質とすることに加え、養子縁組あっせん事業においては、あっせん機関による「審査」のプロセスにおいて、当事者である生みの親、児童、養親(希望者、候補者を含む)があっせん機関に対し、苦情を直接的に申し立てにくい構造があるものと一般的には考えられる。当機関は、苦情解決規程の中で、当事者からの苦情相談を受け付ける組織内外の窓口を設置することを定め、法人のホームページで外部の第三者委員の氏名を公表している。苦情の申し出に対する利用者の心理的ハードルを下げるためにも、今後は当事者に対し、サービス開始の時点で、第三者委員の連絡先その他、各委員の職歴や社会活動歴等のバックボーンに関する情報を文書で伝えることが望まれる。</p>

2. 利用者調査結果

(1)調査対象

・過去3年以内に当あっせん機関によるあっせんを受けた養親のうち、あっせん機関からの連絡が可能な方全員

(2)実施方法

①調査内容

- ・第三者評価基準を参考に評価機関が調査項目の案を作成し、それをあっせん機関に提示のうえ、一部を修正した。
- ・項目のうち、4択式(はい/どちらとも言えない/いいえ/非該当・わからない)の設問が17問。内訳は「あっせん事業に関する説明と同意」に関する項目が5問(問1～5)、「あっせん・相談支援の提供」に関する項目が10問(問6～15)、「苦情相談への対応」に関する項目が2問(問16～17)
- ・「総合的な評価」に関する4問(問18～20、問26)のうち、問18は5択式(とても信頼している/ある程度信頼している/どちらとも言えない/あまり信頼していない/全く信頼していない)、問19・20・26は以下の設問に対する自由記述とした。
- 問19. あっせん機関に対し、特に良いと感じたことがありましたらお書きください。
- 問20. あっせん機関に対し、不満や改善を望むことがありましたらお書きください。
- 問26. 本アンケートに対するご意見や感想をご自由にお書きください。
- ・その他、調査項目に関して、わかりやすさや答えやすさ、回答の負担感、意義等を問う選択式の項目を5問設けた。
- ・最後に、回答者の属性等を問う設問(回答方法、回答者の年齢、あっせん開始から養子縁組成立までの期間)を設けた。

②調査方法

- ・無記名式のアンケート調査
- ・Googleフォームで作成した調査票(日本語版、英語版のいずれか)を、あっせん機関よりインターネットを通じて調査対象者に送信。
- ・回答を入力後、期日までに評価機関宛にフォームを送信していただいた。

③調査期間 9/30～10/21

(3)回収結果

対象者数	回収数	回収率
5	4	80.0%

(4)各設問の回答の集計結果

【あっせん事業に関する説明と同意】

	はい	どちらとも言えない	いいえ	非該当・わからない	無回答	計
問1. あっせんを受けるにあたり、子どもの権利擁護や家庭養育推進の視点を盛り込んだあっせん機関の基本方針等について、わかりやすい説明がありましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問2. 営利を目的とした養子縁組のあっせんが禁止されていることや、寄附金・会費の取り扱いの指針について、あっせん機関から事前にわかりやすい説明がありましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問3. あっせんに係る手数料についてのあっせん機関の説明は、根拠や使途に基づいた納得できる内容でしたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問4. あっせんの過程で、外部の様々な関係機関による相談や支援を受けられることについて、あっせん機関からわかりやすい説明や情報提供はありましたか	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問5. 他の様々な関係機関と連携して相談支援を行うにあたり、あなたに関する情報を必要に応じて外部と共有することについて、あっせん機関はわかりやすく説明し、あなたの同意の意思の確認を行いましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%

【あっせん・相談支援の提供】

	はい	どちらとも言えない	いいえ	非該当・わからない	無回答	計
問6. あっせん・相談支援の開始及び過程において、あっせん機関は関連する事項についての情報提供を十分に行ったうえで、あなたがきちんと理解しているかを確認しましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問7. あっせん機関は、あっせんの開始に際して、あなたとあなたの同居家族との面会等を通じて、それぞれの意向や状況等の把握をていねいに行いましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問8. あっせん前における児童の一時的な養育に際して、あっせん機関から児童の養育環境や心身の健康等に関する情報は適切に提供されましたか	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問9. あっせん機関は、児童の養育開始から養子縁組成立までの相談支援や、行政機関・家庭裁判所への届出・申立に関する適切な助言・説明等をていねいに行いましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問10. あっせん機関は、養子縁組成立後も関係性の維持を図りながら、継続的な支援や助言を適切に行っていますか	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問11. 児童から出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合、あっせん機関は児童の年齢等を踏まえ、適切な助言や対応を行っていますか	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	4 100.0%
問12. あっせん機関は、あなたが児童の養育に役立つ知識やスキルを習得できるよう、研修等を計画的に行っていますか	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問13. 相談を担当したあっせん機関の職員は、常に受容的な態度で、あなたの話を傾聴する姿勢を示していましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問14. あっせん機関内で、あなたの支援に関する職員間の情報の引継ぎはスムーズに行われていましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問15. あっせん機関による支援において、あなたのプライバシーに対する配慮は適切に行われていましたか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%

【苦情相談への対応】	はい	どちらとも言えない	いいえ	非該当・わからない	無回答	計
問16. あっせんに関する不満や要望、苦情等について、あっせん機関の職員は適切に対応してくれましたか	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	4 100.0%
問17. あっせんに関する不満や要望、苦情等に関する相談窓口について、あっせん機関はわかりやすく説明してくれましたか	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%

【総合的な評価】	とても信頼している	ある程度信頼している	どちらとも言えない	あまり信頼していない	全く信頼していない	計
問18. あなたはあっせん機関に対し、どの程度の信頼感を持っていますか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%

【本アンケートについて】	とてもわかりやすかった	ある程度わかりやすかった	どちらとも言えない	ややわかりにくかった	とてもわかりにくかった	計
問21. 選択式の設問で、質問文の内容や表現はわかりやすかったですか	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問22. 選択式の設問で、選択肢の内容は答えやすかったですか	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
問23. 本アンケート(問1～20)に回答する中で、心理的な負担感がありましたか	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	4 100.0%
問24. 本アンケート(問1～20)の回答に要する時間や労力に対する負担感はどの程度でしたか	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	4 100.0%
問25. 本アンケート(問1～20)の意義について、どのようにお感じになりましたか	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%

【回答者の基本属性等】

F1. 回答方法	回答数	割合
養父と養母で回答	1	25.0%
養父または養母のどちらか一方が回答	3	75.0%
その他	0	0.0%
計	4	100.0%

F2. 主たる回答者の年齢	回答数	割合
30歳未満	0	0.0%
30歳以上40歳未満	2	50.0%
40歳以上50歳未満	2	50.0%
50歳以上	0	0.0%
計	4	100.0%

F3. あっせん開始から養子縁組成立までの期間	回答数	割合
半年以内	0	0.0%
半年以上1年未満	0	0.0%
1年以上2年未満	3	75.0%
2年以上	1	25.0%
計	4	100.0%

(5)調査結果の分析

・問1～17のうち、約7割の12の設問に対して4人の回答者全員が「はい」と回答している。一方、「どちらとも言えない」の回答があった5つの設問では、すべて1人とどまっている。「いいえ」の回答は1件もなかった。

・問11(児童から出自を知りたいとの相談があった場合の適切な助言や対応)と問16(不満や要望、苦情等への適切な対応)では、いずれも「非該当・わからない」の回答が半数を占めている。自由記述欄にコメントは残っていないが、問11では子どもからそうした相談を受けたことがない、問16では不満や要望、苦情等を申し立てたことがない(のでわからない)という場合もあると思われる。

・問18では、総合的な評価として5段階の選択肢から一つを回答してもらったところ、回答者全員が最上位の「とても信頼している」を選択した。

・問19・20の自由記述の回答には、あっせん機関のていねいな対応を評価する声が複数寄せられている。あっせんを受けた養親のあっせん機関に対する信頼感や満足度は高い水準にあると推測される。

(4-2)各設問の回答の集計結果_自由記述

問19. あっせん機関に対し、特に良いと感じたことがありましたらお書きください。

No.	回答
1	いつでも丁寧に親身になって対応していただき、安心して子どもを養育できています。子どもが出生について知りたいと思ったら、対応してくださるということも最初から丁寧に説明があり、今だけでなく、将来的なことについても安心することができました。
2	二言語対応、及びあっせん後のサポート。
3	ISSJ は子どものニーズを第一に考え、子ども中心の機関であることを私たちは本当に高く評価しています。私たちのケースワーカーも、人としても専門家としても素晴らしい方々です。

問20. あっせん機関に対し、不満や改善を望むことがありましたらお書きください。

No.	回答
1	特にありません
2	不満はありません。完璧です。
3	養子縁組前の期間中に、養子に対するトラウマ・インフォームド学習に関するさらなる教育が必要です。例えば、養子縁組の親や専門家の声よりも、養子の声を主な情報源として増幅するリソースを見つけて共有する必要があります。

問26. 本アンケートに対するご意見やご感想をご自由にお書きください。

No.	回答
1	調査の実施に感謝します。これは、養子縁組民間あっせん機関に関する問題を発見し、迅速に改善するための優れた方法です。

3. 評価項目ごとの評価・講評

■評価ランク

a	評価項目の事項が適切に実施されている→事業における取り組みが十分な水準である状態
b	評価項目の事項が実施されているが、十分ではない→「a」に向けた改善の余地がある状態
c	評価項目の事項が実施されていない、または確認できない→「b」以上の取り組みとなることが期待される状態

No.	評価項目 評価の着眼点	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
1	1-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	・日英2か国語に対応した法人のホームページや年度活動報告書等に養子縁組に対する基本方針等を謳い、外国籍の方を含むあっせんの当事者や関係者・関係機関に対する周知に努めている。出産前に養親を決めるプレマッチングは行っていないことも明記している。 ・ホームページには、生みの親向けのメッセージとして、予期せぬ妊娠や出産等に悩んでいる方からの相談にも応じることを謳い、一般に広く利用されているSNSのアカウントが開けるQRコードを表示している。	ホームページの生みの親向けのページと養親希望者向けのページは当然ながら内容は異なるが、同一トーンの記事表現となっている。生みの親向けのページには未成年の方からのアクセスも少なからずあると思われるため、より親しみやすい表現の工夫が望まれる。
2	1-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。 <input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。 <input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	法人の理事会で年度ごとの事業計画を策定している。法人の外部・内部の環境分析に基づき、解決すべき課題等が計画書の冒頭部分に記載されている他、法人の行う事業ごとに方針と実施計画が記載されている。また、重点的な取り組みに関しては定量的な目標が明示されている。	環境分析から明らかにした課題については、単年度で解決できるものばかりではなく、中長期的な視点で取り組む必要のあるものも当然ながら含まれる。今後は、取り組みの期間に応じて中長期計画を作成し、それをもとに単年度の計画に展開するとともに、年度の達成状況をもとに中長期計画を見直し仕組みを整えていくことが望まれる。
3	1-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。 <input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 <input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 <input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	東京都や民間助成団体の助成事業に関しては、助成を受けるにあたって助成元に提出する実施計画に沿って、職員会議等で定期的に進捗状況を確認している。週1回開かれる職員会議には、原則としてあっせん事業に携わる職員全員が参加し、情報共有や意見集約を図るとともに、研修や事例検討等を通じて、組織としての方針や対応方法の周知を図っている。	
4	1-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	今年度の事業計画では、生みの親と家族・子どもの支援の一つとして、特定妊婦等の妊娠相談や養育相談に対応するために、当事者に情報が届くような広報のあり方を考えること、また、養親候補者に対する支援の一つとして、実習の機会を見直し、待機時間の縮減を図ることを謳っている。生みの親や養親希望者向けに事業計画の説明文書等を作成してはいるものの、実際の取り組みを通じて周知が図られているものと思われる。	
5	1-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 <input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。 <input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。 <input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	大枠のPDCAサイクルとしては、事業計画の達成状況を年度末に総括し、その結果を次年度の計画に反映している。個別の取り組みに関しては、例えば養親希望者に対するオリエンテーションや研修の実施の際に参加者からの意見や感想を集約し、その結果を次回以降の改善に活かす取り組みをおこなっている。	あっせん当事者である生みの親、児童、養親(希望者、候補者を含む)からの苦情相談を受け付ける組織内外の窓口とその連絡先等をサービス開始の時点で明示し、苦情の申し立ての方法と併せて周知を図ることが期待される。

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
6	Ⅰ-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	・事業計画において、重点課題に対して定量的な目標を明示したのは、前回の第三者評価の結果を踏まえた改善の一つと言える。 ・第三者評価の受審は今回で2回目であり、前回同様、まず職員全員で第三者評価基準に定められた項目で自己評価を行い、その結果を評価機関が集計・集約した報告書等を活用して、職員会議でさらなる改善に向けた検討を行っている。	
	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。				
	<input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。				
7	Ⅱ-1-(1)-① 養子縁組あつせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	法人の事業統括部長が養子縁組あつせん責任者を兼務している。養子縁組を子どもの最善の利益を目的としたソーシャルワークと位置づけ、専門的な援助技術を使って、児童福祉、母子保健、精神保健福祉や医療、教育等の関係機関、在日外国公館等と連携しながら、子どもが温かい家庭で愛情を受けて成長するための支援の体制整備に尽力している。	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。				
8	Ⅱ-1-(1)-② 養子縁組あつせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	当法人では、東京都の許可のもと、関係機関と連携して児童福祉としての養子縁組に取り組むうえで、法令遵守を重視し、養子縁組あつせん責任者を統括責任者とする体制を整えている。あつせんに関する業務方法書を整備し、子どもの権利条約及びハーグ条約の理念に基づき、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律及び施行規則等の関係法令に沿って業務を進める方法を明示している。	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、養子縁組あつせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あつせん責任者が行っている。				
9	Ⅱ-1-(2)-① 養子縁組あつせん責任者は、養子縁組あつせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	週1回開かれる職員会議で業務に関する連絡や職員間の情報共有、意見交換を行うとともに、ケースカンファレンスや子どもと養親とのマッチング等を行っている。当法人では、すべてのケースを養子縁組あつせん責任者及び担当職員による会議で話し合い、職員同士が意見を出し合いながら、支援方法やマッチング等の検討を行うとともに、そのプロセスを通じて養子縁組あつせん責任者が相談支援の内容等に関するスーパーバイズを行っている。	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、養子縁組のあつせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、養子縁組のあつせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。				
10	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	ソーシャルワーカーと位置付ける養子縁組担当職員は全員が社会福祉士、公認心理師、または海外のソーシャルワーク課程修了者で構成している。相談者が知的・発達・精神等の様々な障害を背景とするケースが増えていることから、精神保健福祉士の有資格者も配置している。ダウン症候群のある子どもの養子縁組や、オンラインでの相談事例が増えていることへの対応、また、子どもの出自を知る権利に向き合うための養子縁組後の相談体制の拡充に向けて、外部の専門家によるアドバイスを受けながら職員の対応スキルの向上に計画的に取り組んでいる。	
	<input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあつせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。				
	<input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。				
	<input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。				
<input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)					

No.	評価項目 評価の着眼点	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
11	II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。 <input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。 <input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	週1回の職員会議がケースカンファレンスの場になっており、必要に応じて臨時でも開催される場合もある。当法人では、すべてのケースを養子縁組あっせん責任者及び養子縁組担当職員による会議で話し合い、職員同士が多角的な視点から意見を出し合いながら、支援方法等の検討を行うことを原則としている。ケースカンファレンスには事務職員も参加している。ソーシャルワーカー等の職員が対等な立場で意見交換を行いながら、相互に気づきや学びを共有する関係性を重視している。	
12	II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。 <input type="checkbox"/> 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項 <input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。 <input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。 <input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等) <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等) <input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	当法人は、学齢期の子どもを視野に入れ、社会的養護を必要とする子どもが一人でも多く家庭養育の中で健全に成長する機会を保障するための養子縁組のあっせんに取り組んでいる。目指しているのは子どもの最善の利益であり、養子縁組の成立自体を目標にしているわけではない。昨年度の決算においては、事業収入の約8割を東京都等の補助金が占めており、相談支援事業収入と寄附金収入がそれぞれ1割弱という収入構造になっている。寄附や会費に関しては、法人のホームページやパンフレットで広く協力を呼びかけ、会員に対しては定期的な通信や随時の情報提供を通じて、理解と関心の拡大に取り組んでいる。今後はインターネット上の動画共有サービスを利用した啓発活動も検討している。	
13	II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。 <input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項 <input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。 <input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	養子縁組のあっせんに係る手数料について、生みの親からは徴収はしていない。養親希望者から徴収する手数料に関しては、その内訳を法人のホームページで公表するとともに、養親希望者に対し、説明文書をもとに個別に説明している。第3号手数料はトータルの金額が大きいこともあり、段階的に請求している。	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に基づく指針(以下、指針)には、第3号手数料に関して、その総額が実費の総額を上回ることはないよう定めるとともに、個別に費用の算定を行うことが難しい場合は、前年度の費用や養親希望者の延べ人数を参考に、当該年度の養親希望者の数の推計で按分する等の方法により適切に算定することを求めている。今後、養親希望者等の関係者から、第3号手数料が実費を上回っていないことの説明を求められたときに、当機関の算定方法や算定結果等の根拠をいつでも提示できる状態にしておくことが望まれる。
14	II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項 <input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項 <input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項	b	評価項目の事項が概ね実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できたが、一部において、法令に沿った改善が望まれる。	・法人定款及び養子縁組あっせんに係る手数料の内訳を法人のホームページで公表している。なお、生みの親からは手数料を徴収していない。 ・あっせん業務の手続きをホームページで公表するとともに、養親希望者に対するオリエンテーションで資料に基づき説明している。支払いを受けた手数料は払い戻しをしないことも資料に明記している。 ・2021年度に受審した第三者評価の評価結果報告書の全文を法人のホームページで公表している。また、職員の自己評価の結果については、評価機関から提出を受けた集計結果報告書の一部(概要)を公表している。	養子縁組あっせん業務の標準化を図るために整備される業務方法書については、関係法令において公表が求められており、希望者から閲覧を求められた場合は遅滞なく対応する体制を整えるとともに、閲覧が可能であることをホームページ等で案内することが望まれる。

No.	評価項目 評価の着眼点	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
15	<p>II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。</p> <p><input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>当法人は、国境を越えて移動する子どもと家族の相談支援等を行う国際福祉ネットワーク(iss)の日本支部として、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)のパートナー団体となっている。養子縁組のあっせんにおいては、児童福祉、母子保健、精神保健福祉や医療、教育等の関係機関、在日外国公館等と連携しながら、生まれ育った環境や国籍などにより社会的に不利な立場に置かれがちな子どもたちの健全な育成と成長を支える環境の確保に尽力している。相談者とルーツを同じくするエスニックコミュニティやissの各国支部等の資源を活用できる点は、当法人の特徴であり、強みともなっている。</p>	
16	<p>II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得よう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>・養親希望者に対する研修の一環として行う養育実習については、乳児院もしくは障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス)において、2～3日間のプログラムを組んで実施している。</p> <p>・当機関には医療分野の専門職は在籍していないため、外部の医療機関から看護師を講師として招き、妊娠相談を受ける際の他の支援機関との連携のあり方や課題を議論する内部研修を実施した。</p>	
17	<p>III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>生みの親に対しての面談が適切に行われている。オンラインによる方法なども活用しながら2回以上の面談を行い、その際に関係機関からの情報も踏まえ、実父やキーパーソンとなりうる親族との面談も状況に応じて行っている。資格を有するケースワーカーより、家族背景や経済的状況、精神的な課題などを踏まえたアセスメントや養育に関する情報提供が行われている。</p>	
18	<p>III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>関係機関等との連携の上、公的支援活用などの選択肢も提示しながら実親の養育可能性についての説明が行われている。その際には、可能性の提示が意思決定に対しての必要以上の自己養育の強制に寄らないように配慮している。業務方法書には「逡巡したり、撤回する可能性がある場合には、同意書・承諾書に署名を得ない」と記されており、養親希望者に対しても縁組のプロセスが丁寧に説明されるとともに、実親の成立前の翻意の可能性についても伝えられている。</p>	

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
19	Ⅲ-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧に説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表明しない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。 <input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。 <input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	生みの親には特別養子縁組までの手順を業務方法書に沿って説明している。出産前より可能な限り面談等のコミュニケーションを頻繁に行うことが明示されており、意思決定に対して拙速に同意を求めない配慮がうかがえる。養親希望者による子どもとの面会については、実親同意書面が得られた後となることを説明している。	
20	Ⅲ-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。 <input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	生みの親に対して、業務方法書に則った説明が行われ、養親候補者に対しては、当機関が定める「血縁関係のない養子縁組手続き」に基づき、その流れ等を説明のうえ、養親縁組オリエンテーションが実施されている。	
21	Ⅲ-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。 <input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にしている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	養親縁組オリエンテーションや書類(パーソナル情報・同意書)をもとに、夫婦面談、家庭訪問を実施している。その際、養親希望者の状況(生育歴、里親歴、経済面、健康面、同居者、犯罪歴等)や不妊治療の有無等について、詳細な聞き取りが行われている。その後、グループ研修や養育実習の段階を経て、登録に至るまでの道のりを職員が丁寧に伴走している。	
22	Ⅲ-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。 <input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	養親の適性とマッチングについて複数のソーシャルワーカーによる協議が行われ、ケース会議を経て決定がなされている。乳児院での養育実習の際にはケースワーカーが同行するなど、アセスメントの適正化に努めている。	
23	Ⅲ-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	ハーグ国際養子縁組国際条約を前提としたうえで、国内委託優先の原則を遵守している。	
24	Ⅲ-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。	国内委託優先の原則が遵守されているが、国際的な養子縁組のノウハウの蓄積があり、養親家族が海外へ移住した際などは、ISSJのネットワークを活かした支援の継続が行われている。	

No.	評価項目 評価の着眼点	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
25	<p>Ⅲ-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>児童の状況に応じて、児童相談所等の関係機関と連携を図り、必要な措置を講じると業務方法書に明示されており、状況に応じて実施されている。</p>	
26	<p>Ⅲ-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>「同居届」「縁組成立前養育に関する同意書」を持って、事前養育の手順が適切に取られている。また「児童の個別ニーズについて」を養親候補者のマッチングインタビューの中で情報を提供し、養親候補者への養育実習や面会交流を通して円滑な同居に対する取り組みが見られる。</p>	
27	<p>Ⅲ-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が滞りなく提供されるよう連携体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>原則、6か月以上の試験的監護期間を設け、少なくとも3回以上の家庭訪問を実施し、電話、電子メール、オンライン面談等でいつでも相談に応じる体制をとっている。</p>	
28	<p>Ⅲ-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>家庭裁判所への申し立て手続きについて、書類の作成等について適切に支援が行われている。</p>	
29	<p>Ⅲ-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>関係機関(児童相談所、子ども家庭支援センター、乳児院等)との連携のもと、一時保護の依頼などのサポートと、ケースワーカーによる養親に対する精神的サポートを行う体制がある。</p>	

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
30	<p>Ⅲ-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんなどで優先するなどは行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>法第29条第5項に定める事項に相当する場合は、養親希望者に対し、縁組成立前養育の中止を求めることが業務方法書に明記され、ISSJの指示を受けて、養親候補者が一時保護所等、適切な環境に子どもを移動させることが覚書に記されている。</p>	
31	<p>Ⅲ-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>養親から6ヶ月後の状況報告を受けており、クリスマスカード・年賀状などの交流の他、各種の研修に関する情報提供を行っている。また、養子縁組後相談窓口を開設し、養子、養親、生みの家族から寄せられる様々な相談に対応している。</p>	
32	<p>Ⅲ-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>助成団体からの支援を受けて、「養子縁組に関する記録の整理と保管方法検討プロジェクト」に取り組み、報告書を作成し、ウェブサイト上に公開をしている。また、養子縁組後相談窓口を開設し、養子、養親、生みの家族から寄せられる様々な相談に対応している。</p>	
33	<p>Ⅲ-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。</p>	<p>生みの親の状況によっては、継続的な支援が難しい場合もあるが、生みの親からの求めに応じる形（メール、電話、オンライン面談等）で相談に対応している。</p>	

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
34	<p>Ⅲ-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異なるよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び業務方法書などの記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>養子縁組あっせん・相談支援についての標準的な実施方法は、業務方法書に明記されている。実施の手順や方法が具体的に文書化されており、特に重要な事項(生みの親への相談支援・同意の確認・養親希望者への調査・児童と養親希望者の選定・子どもの養育や出身に関する記録の保存)については、書式を定めて記録し、支援の質にばらつきが生じないように留意している。</p> <p>生みの親への相談支援は2022年度からSNSによる相談も受け始めた結果、連絡手段が増え、生みの親が希望する方法で相談を継続することができるようになっている。個々のケースに添った丁寧な対応を行っている。養親希望者については、相談の都度オリエンテーションを行っていたが、現在は定期的に月1回、曜日を決めて、日本語・英語双方での説明を1時間程かけて行っている。</p>	
35	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び業務方法書などの記録の閲覧により確認できた。</p>		<p>定期的な、見直しを行う時期を定め、さらなる業務方法書の充実を図りたい。</p>
36	<p>Ⅲ-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び業務方法書、申請書、家庭調査書などの記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>養親希望者の適性評価と選定については業務方法書に適性の判断基準や選定の方法について明記されている。養親希望者についての調査は、養親希望者に関する情報(住居や家庭の状況、養子縁組を希望する動機など)に基づき面談での聞き取り、数回の家庭訪問などを行ってアセスメントをしている。家庭調査での情報と共に心理的情報も加味し、職員は現時点のことだけでなく将来の見通しを具体的に話し合いながら子どもを委託することの可否を判断している。養親希望者の選定は所内会議で実施され、常務理事と担当職員全員で行われている。</p>	
37	<p>Ⅲ-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び研修資料、養育実習後の感想文など記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>養親希望者の受講する研修では、児童の特性や発達に関する理解を深めることが必要となる。児童福祉や社会的養護に関する講義のほか、児童への関わり方について実践的に習得するため養育実習も行われている。養育実習は、乳児院と放課後等デイサービスの2か所の協力を得て実施している。研修にはグループワークも取り入れており、事例を用いて討議するなどより実際の養育がイメージできるものとなっている。座学も実習も職員が積極的に関わりながら、養親希望者の強みや課題の把握に努めている。</p>	

No.	評価項目 評価の着眼点	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
38	<p>Ⅲ-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。 ※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>養子縁組あっせん・相談支援に関わる児童や生みの親、養親希望者等に関する情報は帳簿に記録されている。各個人別のファイルに紙ベースでファイリングされ、全ケースにナンバリングされており、帳簿のデジタル化も行われている。帳簿は鍵のかかるキャビネットに保存され、職員であれば閲覧できるようになっている。業務方法書には、児童の出自に係る記録を含む帳簿の保管方法として、「事務所内のキャビネットに永年保存」「可能な限り電子データで保存」と記載されている。また、法人の「文書管理規定」によっても保管方法が明記され実施されている。</p>	
39	<p>Ⅲ-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。</p>	a	<p>評価項目の事項が概ね実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できたが、一部において改善の余地が認められた。</p>	<p>帳簿の永続的な保管体制については、帳簿の紙ベースの保管場所は事務所一か所であり、十分な保管体制とは言えないが、現在も帳簿のデジタル化に取り組んでおり、クラウド上でのバックアップを取るようになっている。1952年より事業を行っているため、過去の帳簿も相当な数であり、デジタル化も容易でないが、今後も引き続き取り組んでいく予定である。</p>	
40	<p>Ⅲ-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>業務方法書においては、成長した児童からの出自に対する問い合わせに係る対応方法が明記されているおり、情報提供に関する同意書等により生みの親の意向の確認と同意を得るようにしている。帳簿に記載された情報の取扱いについては、「記録保管プロジェクト」として、大学や外部の専門家と協力し2年間を費やして検討を行った。電子化する記録の分類や電子化の方法、記録管理の体制づくり、情報開示方法の検討などに取り組み、プロジェクトの成果をウェブサイトで公表している。</p>	
41	<p>Ⅲ-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>法人のホームページに苦情解決に関する規程を掲載している。あっせん機関内部に苦情解決責任者と苦情受付担当者を置くとともに、外部の第三者委員を置くことを明示し、3名の第三者委員の氏名も公表している。</p>	<p>左記の規程には、第三者委員の職務の一つとして、生みの親、養親(希望者、候補者を含む)、養子等の利用者からの苦情を直接受け付けることを謳っている。苦情の申し出に対する利用者の心理的ハードルを下げるためにも、利用者に対し、第三者委員の連絡先の他、各委員の職歴や社会活動歴等のバックボーンに関する情報を文書で伝えることが望まれる。</p>

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
42	<p>Ⅲ-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>相談窓口として、メール、電話などの相談対応に加え、2022年5月からSNSによる相談受付を開始した。当事者にとって相談しやすいツールであり、生みの親からのアクセスが多く、妊婦からの相談も増えている。養子縁組後の相談窓口も開設し、支援の事例も記載され、ルーツ探しやライフストーリーワークの支援を行っている。当事者（養親）団体との繋がりもあり、意見を聞く機会になっている。</p>	
43	<p>Ⅲ-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見を述べにくくなるような言動を行っていない。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>苦情対応のマニュアルは文書化され、対応の手順が示されている。案件が相談・意見であっても苦情であったとしても、ほぼ対応の手順は同じであり、手順に沿って迅速に対応に努めている。</p> <p>養親からの相談で特別養子縁組の事実をどのように子どもに伝えていくのかが悩んでいることがわかり養親向けの、オンラインセミナーを開催し、専門家を招き、ライフストーリーワークの講義やグループワーク・交流会を行い、養親の悩みに応えている。</p> <p>また、外国籍妊婦からの相談や関係機関から養子候補となる外国籍児童についての相談を受けると、蓄積しているノウハウを提供し対応している。</p>	
44	<p>Ⅲ-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。</p>	a	<p>評価項目の事項が適切になされていることが訪問調査での職員へのヒアリング及び記録の閲覧により確認できた。</p>	<p>法人では「リスク管理規定」を定め、緊急事態への対応が規定されている。緊急事態発生時の対応の基本方針等が記載されている。養子縁組あっせん、相談支援の過程での緊急対応マニュアルはないが、手順は緊急事態発生時の対応に準じて行うようになっている。日頃から児童相談所等の関係機関とは連携を取っており、急な事態にも対応が可能となっている。</p>	